



監査上の重要性	200－6	財務諸表利用者の経済的意思決定に影響 (どの程度の虚偽表示を重要と判断するかの規準)	金額的重要性＋質的重要性
重要性の基準値	320－8 (1)	財務諸表全体において重要	金額的重要性
手続実施上の 重要性	320－8 (3)	重要性の基準値より低い金額	手続を実施する上での参考値

※特定の取引・勘定・注記に対する重要性の基準値を設定する場合もある

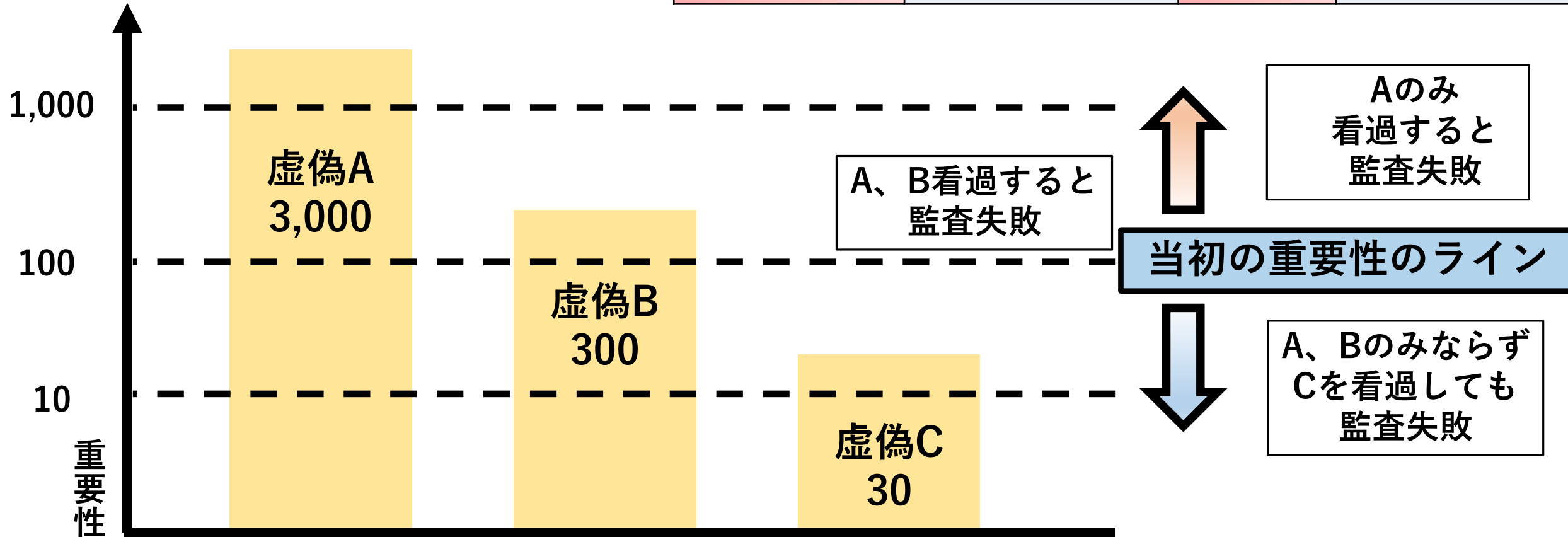
※「明らかに僅少な」虚偽表示は虚偽表示の「集計」からは外す(450－4)

負の相関関係

重要性 ↑ … 監査リスク ↓
重要性 ↓ … 監査リスク ↑



監査上の重要性 の変更	F/Sにおいて重要と 判断される虚偽表示の範囲	評価された AR	監査計画の見直し
当初よりも大きくした ↑	→ 縮小 →	低くなる ↓	効率性の観点からDR ↑
当初よりも小さくした ↓	→ 拡大 →	高くなる ↑	有効性の観点からDR ↓





②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	20,474,965	20,331,697
売上原価	※1 12,376,278	※1 12,587,325
売上総利益	8,098,687	7,744,372
返品調整引当金戻入額	413,117	505,634
返品調整引当金繰入額	505,634	499,824
差引売上総利益	8,006,170	7,750,182
販売費及び一般管理費	※2 7,665,403	※2 7,588,051
営業利益	340,767	162,130
営業外収益		
受取利息	18,904	15,832
受取配当金	27	36
受取手数料	4,642	6,356
投資有価証券運用益	11,850	10,056
持分法による投資利益	9,014	7,478
受取保険金	70,589	95,625
その他	6,618	15,380
営業外収益合計	121,645	150,765
営業外費用		
支払利息	46,649	42,514
支払手数料	5,155	7,220
その他	768	2,417
営業外費用合計	52,573	52,153
経常利益	409,839	260,742
特別利益		
受取和解金	—	24,228
特別利益合計	—	24,228
特別損失		
固定資産除売却損	※3 3,688	※3 10,850
減損損失	※4 1,616	※4 5,133
特別功労金	—	155,680
特別損失合計	5,305	171,664
税金等調整前当期純利益	404,534	113,307
法人税、住民税及び事業税	149,449	50,872
税金等調整前当期純利益	404,534	113,307
法人税、住民税及び事業税	149,449	50,872
親会社株主に帰属する当期純利益	309,716	103,318

①重要性の基準値

→

- ・ 税前利益の5%
- ・ 売上の1%
- ・ 純資産3%

②手続実施上の重要性

→①重要性の基準値の70～80%

(参考)③明らかに僅少

→①重要性の5%

①重要性の基準値 = 税前利益 × 5 %

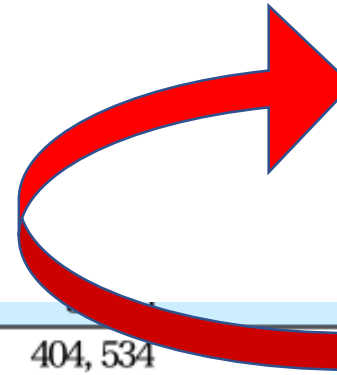
→5,665千円(丸めて5,000千円?)

②手続実施上の重要性 = ① × 80 %

→4,000千円

③僅少pass = ① × 5 %

→250千円



**未修正の虚偽表示が与える影響を評価する”前に”
重要性の基準値の適切性を検討する(450.9)**

**100百万円の虚偽表示が発生している。
→重要性の基準値を200百万円と(設定or変更)すれば
その虚偽の重要性はなくなる。**

**認めら
れない**

①「重要性の基準値」を決定する

②その上で「未修正の虚偽表示」を「重要性の基準値」に照らす

→重要性の基準値の恣意的(都合の良い)な変更を禁止。

未修正の虚偽表示が与える影響を評価する”前に”重要性の基準値の適切性を検討する(450.9)

監査計画 監基報300 連続的かつ反復的なプロセス	F/Sの重要な虚偽表示を看過して誤った意見を表明しないように、 ①新たな事象が生じた場合、②状況が変化した場合、③監査手続の実施結果が想定した結果と異なった場合、 監査期間中、必要に応じて、見直し、修正しなければならない				
	【監査契約に係る予備的な活動】 (監基報300－5) 監査契約更新の可否、独立性等	【監査の基本的な方針】 (監基報300－6、7) 監査チーム、能力・時期・範囲 →監査の方向性を定める(重要性の基準値の決定)			相互に密接に関連したプロセス
		【詳細な監査計画】 (監基報300－6、8～10) ①リスク評価手続 ②リスク対応手続(広義) ③その他の手続			
監査手続 監基報315 330	リスク評価手続			リスクへの対応 (広義のリスク対応手続)	
	内部統制を含む、企業及び企業環境を理解 (重要な虚偽表示リスクを暫定的に評価する)	→F/S全体レベル		→全般的な対応	
		→F/S項目レベル	→リスク対応手続	運用評価手続	
				実証手続	分析的実証手続 詳細テスト
監査調書 監基報230	監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、 監査調書として保存しなければならない				



メリット	デメリット
大量の情報を適時かつ正確に 処理・出力可能 →情報の正確性、網羅性の確保	プログラム自体が間違っている場合、 短期間に多量の誤謬が発生する可能性
適切なセキュリティ管理 →適切な職務の分離の有効性を 維持・確保	セキュリティ管理が不適切な場合、 システムやデータの 不当な破壊・改竄の可能性



1.適切な監査調書の作成	230-6
2.実施した監査手続及び入手した監査証拠の文書化	
(1)監査調書の様式、内容及び範囲	230-7～10
(2)要求事項に代替する手続の実施	230-11
(3)監査報告書日後に認識した事項	230-12
3.監査ファイルの最終的な整理	230-13～15

少なくとも
やるべき事
を決定

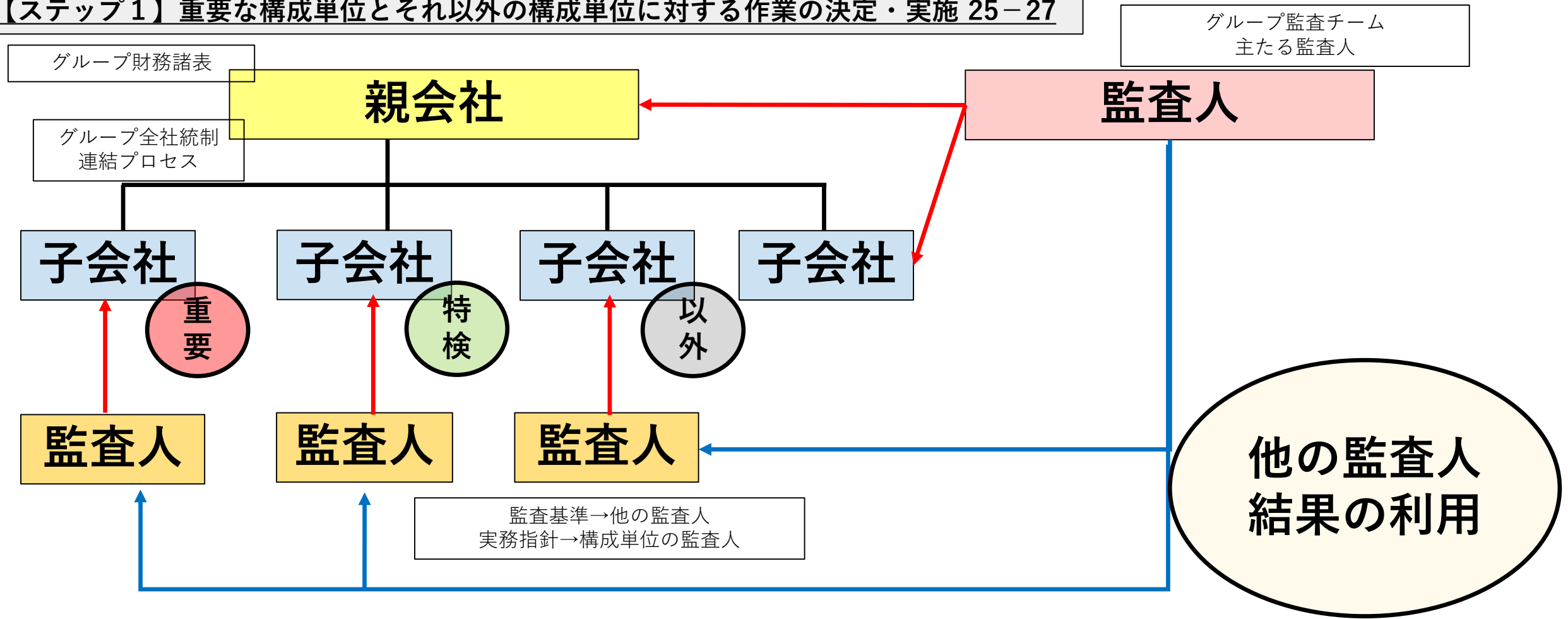
【ステップ1】重要な構成単位とそれ以外の構成単位に対する作業の決定・実施25－27		
重要な 構成単位	個別の財務的重要性あり 25 (例:売上15%ルール) →フルAudit	構成単位の財務情報の監査
	特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性あり 26 (右記の1つ又は組合せ) →フルAudit、ポイントAudit、特定の監査手続	・構成単位の財務情報の監査 ・特定の勘定残高、取引種類又は開示等の監査 A46 ・特定の監査手続 A47
重要な 構成単位以外 の構成単位	グループレベルで分析的手続を実施 27 →増減分析等	

他に
やるべき事
はないか

【ステップ2】計画された作業が不十分・不適切な場合、下記を追加 28	
重要な構成単位以外から構成単位を選定し、以下の作業を実施(又は構成単位の監査人に実施を依頼)	
・構成単位の財務情報の監査 ・特定の勘定残高、取引種類又は開示等の監査 ・構成単位の財務情報のレビュー ・特定の手続 →「監査」と呼ばれるほどの厳密さは要求されない	



【ステップ1】 重要な構成単位とそれ以外の構成単位に対する作業の決定・実施 25-27

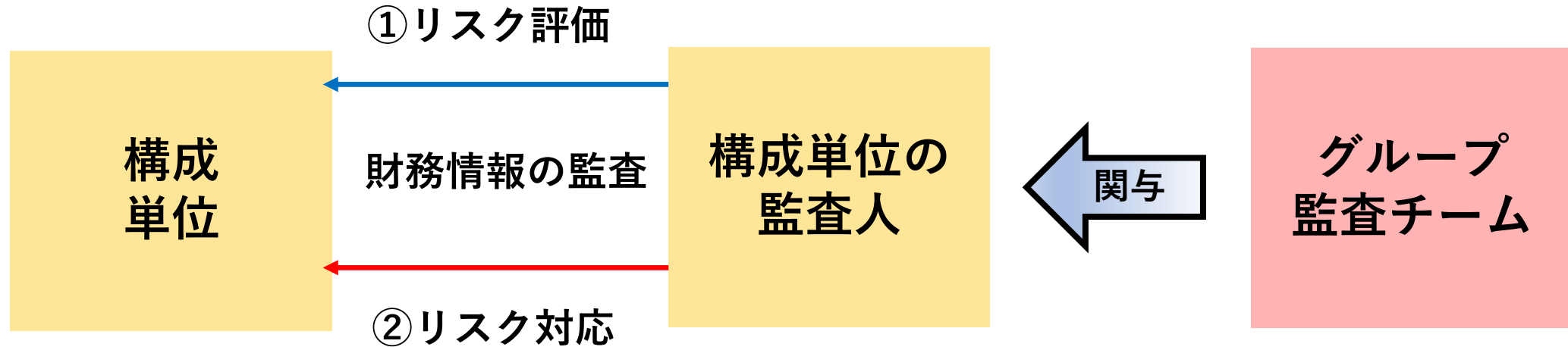


【ステップ2】 計画された作業が不十分・不適切な場合、下記を追加 28

重要な構成単位以外から構成単位を選定し、以下の作業を実施(又は構成単位の監査人に実施を依頼)

- 1.構成単位の財務情報の監査
- 2.特定の勘定残高、取引種類又は開示等の監査
- 3.構成単位の財務情報のレビュー
- 4.特定の手続

→「監査」と呼ばれるほどの厳密さは要求されない



①グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクを識別するためリスク評価に関与
(協議、討議、調書査閲等) 600-29

②当該リスクへのリスク対応手続の適切性を評価→必要に応じて関与
(追加手続等) 600-30